

7 新食第 1860 号
令和 7 年 12 月 5 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する
基本的な方針の策定等について（諮問）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改
正する法律（令和 7 年法律第 69 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条
の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による
事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第
33 条第 5 項、第 37 条第 3 項及び第 41 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項につい
て、貴審議会の意見を求める。

記

1. 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な
方針の策定に関すること。
2. 飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項の策定に関すること。
3. 指定飲食料品等の指定に関すること。